

高知県税規則の改正概要について

H23.10.18

高知県総務部税務課

○趣旨

平成23年9月議会において議決された「高知県税条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第 号）」により、適用実績を鑑みて地方税法から廃止された不動産取得税の納税義務の免除措置を廃止し、高齢者向けサービス付き住宅を新築について特例措置を講ずることとし、及び罰則の追加等を行うこととなりました。

この条例改正に伴い、高知県税規則における必要な箇所及び様式について改正したものです。

○改正様式

- 第 5号様式の1
- 第 5号様式の1の2
- 第 5号様式の2
- 第68号様式の2
- 第69号様式
- 第69号様式の4
- 第73号様式の2
- 第75号様式の4
- 第75号様式の4の2
- 第75号様式の4の3
- 第75号様式の4の4
- 第75号様式の5
- 第75号様式の6
- 第75号様式の7
- 第75号様式の8
- 第75号様式の9
- 第78号様式の2

○施行期日

平成23年10月18日

（第5号様式の2、第75号様式の4、第75号様式の4の2、第75号様式の4の3、第75号様式の4の4、第75号様式の5、第75号様式の6、第75号様式の7、第75号様式の8、第75号様式の9）

平成23年10月20日

（※第68号様式の2、第69号様式、第69号様式の4、第73号様式の2、第78号様式の2）